

伊賀市土地利用審議会 会議概要

1. 審議会名..... 令和2年度第3回伊賀市土地利用審議会
2. 日 時..... 2020(令和2)年11月26日午前10時30分から午前11時30分
3. 会 場..... 伊賀市役所本庁舎会議室
4. 出席委員..... 5名中3名(委員名簿非公開)
5. 事務局..... 山本建設部次長、川部都市計画課長、葛原都市計画課開発指導室長、中森主査、大門主任、中山主任、吉川
6. 公開・非公開の別..... 非公開
7. 非公開の理由..... 伊賀市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条第2号
8. 会議概要作成年月日..... 2020(令和2)年12月3日

○ 事 項

- 1 あいさつ
- 2 審 議

議事 伊賀市の適正な土地利用に関する条例に基づく特定開発事業の認定について
審議案件(1) 伊賀市高畑地内 店舗(レストラン)

- 3 その他

○ 審議概要

審議案件(1) 伊賀市高畑地内 店舗(レストラン)

審議案件(1) について説明に対する委員からの意見等

- 認定指針の条件として敷地規模が概ね 500 m²以下とありますが、条例認定後に面積拡張の懸念はありませんか。

回答：申請に関する相談の折に、面積を含め認定の条件を説明済みであり、申請者は十分把握しています。また、建築確認申請、事業完了後の検査や、その後のパトロールにおいて条例違反が判明した場合は違反是正の指導を行います。

- 案件では25cmの盛土を計画していますが、開発を避ける意図があるのですか。

回答：三重県基準では敷地面積1,000 m²以上かつ概ね30cm以上の盛土があれば、開発にあたります。案件の敷地規模は1,000 m²未満ですので概ね30cm以上の盛土をしても開発にはあたりません。

- 盛土後の浸水想定は50cm未満となりますが、浸水の危険がある場合の対応は。
回答：完全予約制のため、危険時は予約客に休業の連絡をするとのこと。
また、接している市道は浸水想定がないため、避難経路についての支障はないと想定されます。

審議案件（1）の特定開発事業認定に対する審議会意見まとめ

特定開発事業を認定することは適当である。

以上